

昭和四十一年度 地方税の改正について

昭和四十一年度の税制改正につきましては、地方税法の一部改正案が四月二十五日国会で可決成立し翌二十六日施行されました。その改正内容は次のとおりであります。固定資産税に関する改正が、あるため固定資産税の第一期の納期は今年度に限り五月三十一日まで延期することになりました。

以下地方税法の改正内容をお知らせします。

- #### 一 住民税
- 個人負担の軽減を図るため、課税最低限の引き上げ税率の緩和を行なうものとする。
- 1 所得控除を次のとおり引き上げる。
- | | | |
|-----------|------|------|
| 基礎控除 | 改正案 | 現行 |
| 配偶者控除 | 一六万円 | 一五万円 |
| 扶養控除 | 一六万円 | 一四万円 |
| 扶養控除(非世帯) | 一四万円 | 一二万円 |
- 以上は配偶者の一人目、夫婦二人の給与所得者の課税最低限を八六万円(現行八〇万円)とする。
- 2 市町村住民税の所得割の税率を次のとおり改める。
- | | | |
|-------|-----------|-----|
| 税率 | 改正案 | 現行 |
| 一〇%以下 | 一五万円以下の金額 | 一〇% |
| 一〇%以上 | 一五万円以下の金額 | 一〇% |
| 一〇%以上 | 一五万円以上の金額 | 一〇% |
| 一〇%以上 | 一五万円以上の金額 | 一〇% |
| 一〇%以上 | 一五万円以上の金額 | 一〇% |

3 住民税について、老人、障害者、寡婦等についての特例の引き上げ等について、地方自治法に定めることとする。

4 扶養親族のうち年齢七〇歳以上の者(障害者を除く)については、現行二万円に代えて、老人扶養控除(一四万円)制度を創設する。

5 勤労者の老後生活保障の一環として、所得税と同様に退職所得の控除額を引き上げる。

二 固定資産税

1 土地にかかる固定資産税については、住宅用地に対して軽減措置を講ずるとともに、固定資産税制度本来のあり方に即し、調整措置を講じつつ評価額に基づく課税額を定めるものとし、明年度から、次のような措置を講ずるものとする。

(1) 現に住宅用地として使用されている住宅地については、現行の負担調整措置を継続するとともに、課税標準額が評価額の二分の一の額をこえる場合は、当該二分の一の額とどめることとし、昭和五十一年度以降は評価額の二分の一の額を課税標準額とする。

2 土地にかかる免税点を、八万円(現行五万円)に、家屋にかかる免税点を、一〇〇万円(現行三〇万円)にそれぞれ引き上げる。

3 電気ガス税

電気ガス税の負担の軽減を図るため、税率を六パ

セント(現行七パーセント)引き上げるとともに、電気にかかるとして、一〇〇〇円(現行八〇〇円)に、ガスにかかるとして、一〇〇〇円(現行八〇〇円)に引き上げる。

4 土地保有税

次のとおり土地の取得および保有に際し、土地保有税(仮称)を課税する。

(一) 昭和四十一年一月一日以降に取得した土地の保有ならびに昭和四十一年七月一日以降に取得した土地の取得および保有に際して、市町村ごとの合計面積が次の基準以上のものに對して課税する。

都府県指定都市の区域二、〇〇〇平方メートル(約六〇〇坪)

(二) 都市計画法第五条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域五、〇〇〇平方メートル(約一、五〇〇坪)

(三) その他の市町村の区域一〇、〇〇〇平方メートル(約三、〇〇〇坪)

取得価格の一、四パーセントに、取得した土地の取得および保有に際しては取得価格の二パーセントの税を課する。

(四) ただし、固定資産税額および不動産取得税額を控除する。

当該土地の取得および保有が、農林水産業の経営、工場場の地方分散等のためのものである場合は、国の施策等に基づき、課税の特例を設ける。

保有にかかるとして、昭和四十一年度分からは、昭和四十八年七月一日以後の取得分から課税する。

(五) 保有にかかるとして、昭和四十一年度分からは、昭和四十八年七月一日以後の取得分から課税する。

LPガス(プロパンガス)のメーターによる販売について

プロパンガスの販売は、主に重量による販売であり、使用量の確認、ガス切れ、ガス料金など使用上の点、容器交換時の残量引き取りなど不変の問題があるため、電気、水道、都市ガスのようにメーター制による販売に切り替えることになった。これは、昭和四十一年一月一日から石油ガス法令の改正により、プロパンガスの販売もメーター制になり、メーターによる販売に移行することになった。

これにより、二月一日以降に新規に販売契約をした場合は、すべてメーターによる販売になり、一ヶ月以内に以前から重量による販売であった場合は、昭和五十一年三月三十一日まで間に全部メーターの設置を完了することとなる。願います。

知っておきましょう！ 検察審査会制度を

① 不起訴・起訴とは？
 ② 検察審査会とは？
 ③ 審査の方法は？
 ④ 審査の結果、その事件を

検察審査会とは、犯罪の被害者等から、検察官の不起訴処分や起訴処分に対する意見を伺い、検察官の起訴するかどうか、不起訴処分にしたかどうか、という重要な記事を見かけられたことありませぬか。

検察審査会とは、国民の代表として、検察官の起訴するかどうか、不起訴処分にするかどうか、という重要な記事を見かけられたことありませぬか。

検察審査会とは、国民の代表として、検察官の起訴するかどうか、不起訴処分にするかどうか、という重要な記事を見かけられたことありませぬか。

泣き寝入りせずに 審査の申し立てを

新鴻市学校町通一の新鴻地裁内 新鴻検察審査会事務局
 電話 新鴻 二一四三三

検察審査会とは、国民の代表として、検察官の起訴するかどうか、不起訴処分にするかどうか、という重要な記事を見かけられたことありませぬか。

検察審査会とは、国民の代表として、検察官の起訴するかどうか、不起訴処分にするかどうか、という重要な記事を見かけられたことありませぬか。

なまえ	生年月日	保護者	住所
長沼 正美	48. 3. 5	正 夫	島見上
山岸早恵里	48. 3. 5	新一	之五
大谷 園美	48. 3. 7	亮一	之五
大原 誠志	48. 3. 17	清一	之五
湯川 真穂	48. 3. 19	清一	之五
長沼 智子	48. 3. 22	武生	之五

なまえ	なれ	年齢	住所
田中 虎雄	48. 3. 5	82	上大原
金子チヨノ	48. 3. 6	59	水沢新田
佐藤 ヨシミ	48. 3. 10	81	茨島
深沢 ヨシヨシ	48. 3. 14	59	横戸
渡辺 正子	48. 3. 18	23	國見

部 落 名	人 口	加入者数	加入率
井島	708	413	58.3
横方	668	205	30.7
横水	796	390	49.0
新田	461	156	33.8
田藤	735	169	23.0
受上	136	28	20.6
原屋	644	378	58.7
島名	501	171	34.1
井見	346	125	36.1
甲	431	229	53.1
根	186	88	47.3
南	391	142	36.3
計	203	154	75.9
	57	50	87.7
	6,497	2,836	43.7

五月の保健だより

- 十日 乳児検診、農業者会館
- 十六日 混合ワクチン一回目、農業会館
- 二十八日 レントゲン
- 二十九日 レントゲン
- 三十日 レントゲン

三十日 レントゲン

予防接種を受ける際は必ず体温を計って健康を確かめ、問診票に記載しておいでください。